令和５年４月１８日

保護者等の皆様

生徒支援に関する制度のご案内

愛知県立刈谷東高等学校

県教育委員会では、高等学校に在籍する生徒やその保護者への経済的な支援の制度を用意しています。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、保護者の方々の就労状況の変化による経済的問題が生じても、学ぶことをあきらめないよう改めて制度についてご案内いたします。

なお、県立学校には、スクールカウンセラー（心理の専門家）やスクールソーシャルワーカー（福祉の専門家）など教育相談の外部専門家が配置され、生徒の支援を行っています。

１　経済的な支援制度

・就学支援金

授業料を国が肩代わりする制度で、授業料が**実質無償**となります。

昨年度は、約８割の生徒が対象となっております。

まだ、申請をしていない方は、事務室へご相談ください。

・授業料の減免

上記、「就学支援金」該当しない方で、要件を満たす方は、授業料が減免となる制度です。

・奨学給付金

授業料以外（教科書費、教材費など）の教育費に充当するため、一定の条件に合致した場合、**保護者**の皆様に資金を給付します。**返済は不要**です。

給付金額：年額 32,300 円～143,700 円

７月頃にご案内します。

・奨学金

修学を支援するための資金を一定の条件に合致した場合、**生徒**の皆様に貸与します。

卒業後に<u>貸与した全額の返済が必要</u>です。

貸与額：月額 11,000 円～23,000 円

※　制度については、次のところにお問い合わせください。

就学支援金及び授業料の減免：県教育委員会財務施設課振興・管財グループ（電話 052-954-6762）

奨学給付金及び奨学金：県教育委員会高等学校教育課奨学グループ（電話 052-954-6785）

スクールソーシャルワーカーへの相談を希望される場合

常時勤務する職員ではないため、まずは、担任又は教育相談担当にご連絡ください。

２　お子様の心の悩みに関するご相談

スクールカウンセラーへの相談を希望される場合

常時勤務する職員ではないため、まずは、担任又は教育相談担当にご連絡ください。